



秋田県公報

目次	ページ
告示	
字の区域の変更(八二〇・市町村課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(八二一・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の変更(八二二・福祉政策課).....	2
結核予防法による医療機関の指定(八二三・大曲保健所).....	2
県立自然公園に関する公園計画の決定(八二四・自然保護課).....	2
県立自然公園に関する公園計画の変更(八二五・自然保護課).....	5
県立自然公園に関する公園事業の決定(八二六・自然保護課).....	6
道路の供用開始(八二七・道路環境課).....	7
道路区域の変更及び供用開始(八二八・八二九・道路環境課).....	7
建築基準法による道路位置の指定(八三〇・秋田地域振興局建設部).....	8
証紙売りさばきの廃止の届出(八三一・会計課).....	9
公告	
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	9
土地改良区の役員就任の届出(由利地域振興局農林部).....	9
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件.....	9

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ベーシック・グローバル あい訪問介護事業所	有限会社ベーシック・グローバル 代表取締役	横手市平城町六番四十三号	訪問介護	平成十四年五月一日

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件..... 13

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一三二)..... 17

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三三)..... 17

告 示

秋田県告示第八百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大館市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大館市大茂内外二字大茂内沢外二国有林一二林班 一一三林班 一一四林班の全域	大館市雪沢字又右工門沢

秋田県告示第八百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

有限会社ベーシック・グローバル あい居宅介護支援事業所	有限会社ベーシック・グローバル 代表取締役	横手市平城町六番四十三号	居宅介護支援事業	平成十四年十月一日
グループホームゆつくりゆつくり	特定非営利法人ファミユ 会長	平鹿郡十文字町上鍋倉勘六字雷九番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年九月十五日
のしろ東ケアセンターそよ風	株式会社しらかみ長寿の里 代表取締役社長	能代市字悪戸百十五番地九	通所介護	平成十六年九月一日

秋田県告示第八百二十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
医療法人せいとく会介護老人保健施設ゆーとぴあ 神室	医療法人せいとく会 理事長	雄勝郡雄勝町小野字 東堺七十六番地一	雄勝郡雄勝町小野字東 堺七十六番地一	雄勝郡雄勝町小野字東 堺七十六番地	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護	平成十六年一月二十二日

秋田県告示第八百二十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさひ薬局	大曲市黒瀬町四番六号	平成十六年十月七日

秋田県告示第八百二十四号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第七条第一項の規定により、秋田白神県立自然公園に関する公園計画の一部を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 特別地域
 - 山本郡八森町地内
 - 山本郡藤里町地内
 - 山本郡峰浜村地内
- 二 集団施設地区
- 三 単独施設

計画番号	施設の名称	区	域
1	素波里	山本郡藤里町粕毛字南鹿瀬内の一部	

計画番号	種類	位置
1	園地	山本郡八森町国有林米代西部森林管理署一六八林班(黒滝)
2	園地	山本郡八森町字真瀬沢(二ツ森入口)
3	園地	山本郡八森町字三十釜ほか(三十釜溪谷)
4	野営場	山本郡八森町字三十釜(三十釜)
5	博物館展示施設	山本郡八森町字三十釜(三十釜)
6	園地	山本郡峰浜村字水沢山(金山沢)
7	園地	山本郡藤里町国有林 米代西部森林管理署一一四四林班(釣瓶落峠)

四 道路

(一) 車道

計画番号	路線名	区	間
1	真瀬沢線		起点 山本郡八森町字三十釜(公園境界) 終点 山本郡八森町国有林 米代西部森林管理署一六九林班(真瀬岳登山口)
2	春秋線		起点 山本郡八森町字真瀬沢(車道分岐点) 終点 " " 一六四林班(三ノ又沢)
8	野営場		山本郡藤里町国有林 米代西部森林管理署一一四〇林班(くるみ台)
9	園地		山本郡藤里町国有林 米代西部森林管理署一一三三林班(白石沢)
10	園地		山本郡藤里町国有林 米代西部森林管理署一一三二林班、一一三三林班及び一一三三林班(太良峽)
11	園地		山本郡藤里町粕毛(素波里ダム)
12	園地		山本郡藤里町国有林 米代西部森林管理署一一七三林班及び一一七四林班(峨瓏峽)
13	園地		山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
14	宿舎		山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
15	博物館展示施設		山本郡藤里町藤琴(湯の沢)

1	計画番号	区間	(二) 歩道	7	6	5	4	3	
	路線名			素波里湖線	黒石沢線	太良峡線	水沢山線	北水沢山線	
起点	真瀬岳線	山本郡八森町国有林	起点	起点	起点	起点	起点	起点	終点
終点		米代西部森林管理署一六九林班(真瀬岳登山口)	起点	起点	起点	起点	起点	起点	終点
"		"	起点	起点	起点	起点	起点	起点	終点
"		"	終点	終点	終点	終点	終点	終点	終点
一七〇林班(真瀬岳山頂)			山本郡藤里町粕毛(素波里ダム)	山本郡藤里町国有林	山本郡藤里町藤琴(湯の沢)	山本郡藤里町水沢山(水沢山・公園境界)	山本郡峰浜村字水沢山(桂沢・公園境界)	山本郡八森町字真瀬沢(公園境界)	山本郡八森町字真瀬沢(公園境界)
			(茂谷トンネル)	米代西部森林管理署一三三三林班	(滝の沢)	(金山沢)	(鱒沢)	(公園境界)	(公園境界)
			山本郡藤里町粕毛(素波里)	山本郡藤里町国有林	(早飛沢)			(二ツ森登山口)	(二ツ森登山口)
				米代西部森林管理署一一三六林班	(大素波里)				
					山本郡藤里町太良(太良峡)				
					山本郡藤里町国有林				
					米代西部森林管理署一一四四林班(釣瓶落峠)				

7	6	5	4	3	2
駒ヶ岳線	小岳線	水沢山線	水沢川ブナの森線	白神縦走線	一ノ又沢線
起点	起点	起点	起点	起点	起点
終点	終点	終点	終点	終点	終点
"	"	"	"	"	"
山本郡藤里町国有林	山本郡藤里町国有林	山本郡峰浜村字水沢山(一ノ又沢分岐点)	山本郡八森町字鍬台道(泊沢)	山本郡八森町字真瀬沢(春秋林道分岐点)	山本郡八森町字真瀬沢(一ノ又沢)
米代西部森林管理署一一三六林班(田苗代湿原)	米代西部森林管理署一〇二〇林班(小岳南)	(水沢山・公園境界)	(北水沢・歩道合流点)	(金山沢・公園境界)	(二ツ森登山口)
合流点)	合流点)				
"	"				
"	"				
"	"				
"	"				
一〇二〇林班(小岳)	一〇二〇林班(小岳東)				
一〇二〇林班(小岳)	一〇二〇林班(小岳東)				
一〇二〇林班(小岳・歩道)	一〇二〇林班(小岳・歩道)				
一二二九林班(樺岱)	一二二九林班(樺岱)				
一一三六林班(歩道合流点)	一一三六林班(歩道合流点)				

8	峨羅峽高山線	起点 山本郡藤里町藤琴(滝の沢) 終点 山本郡藤里町国有林 米代西部森林管理署二一六五林班(峨羅峽) 終点 山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
---	--------	--

秋田県告示第八百二十五号

県立自然公園に関する公園計画の一部を変更したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第八条第三項において準用する同条例第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 きみまち阪県立自然公園(旧きみまち坂・藤里峽県立自然公園)
- (一) 保護規制計画のうち、変更後の特別地域
山本郡二ツ井町地内
- (二) 利用施設計画のうち、変更後の単独施設

計画番号	種類	位置
8	園地	山本郡二ツ井町荷上場(高岩神社)
7	園地	山本郡二ツ井町小繋字湯ノ沢(霞台)
6	野営場	山本郡二ツ井町小繋字湯ノ沢(霞台)
5	園地	山本郡二ツ井町荷上場及び小繋(きみまち阪)
4	園地	山本郡二ツ井町小繋(中島)
3	園地	山本郡二ツ井町荷上場及び小繋(きみまち阪)
2	園地	山本郡二ツ井町小繋(川向)
1	園地	山本郡二ツ井町国有林

9	園地	米代西部森林管理署二一〇二林班及び二一〇二林班(七座山) 山本郡二ツ井町小繋(天神)
---	----	---

- (三) 利用施設計画のうち、変更後の道路
- ア 車道

計画番号	路線名	区間
1	きみまち阪公園線	起点 山本郡二ツ井町荷上場(下中島・公園境界) 終点 山本郡二ツ井町小繋(湯ノ沢)
2	七座山線	起点 山本郡二ツ井町荷上場(下中島・公園境界) 終点 山本郡二ツ井町麻生(天神・公園境界)

イ 歩道

計画番号	路線名	区間
1	きみまち阪高岩線	起点 山本郡二ツ井町荷上場(下中島) 終点 山本郡二ツ井町小繋(湯ノ沢)
2	七座山周遊線	起点 山本郡二ツ井町小繋(川向・車道分岐点) 終点 山本郡二ツ井町国有林 米代西部森林管理署二一〇二林班(権現倉・公園境界) 終点 山本郡二ツ井町国有林 米代西部森林管理署二一〇二林班(車道合流点) 起点 山本郡二ツ井町荷上場(下中島・車道合流点) 起点 山本郡二ツ井町麻生(大倉下・車道分岐点) 終点 山本郡二ツ井町国有林 米代西部森林管理署二一〇二林班(権現倉・公園境界)

二 八森岩館県立自然公園
 (一) 利用施設計画のうち、変更後の単独施設

番計 号画	路 線 名	区 間	番計 号画	種 類	位 置
			13	園地	山本郡八森町字水の目(留山)
			12	園地	山本郡八森町字館ほか(白瀑)
			11	園地	山本郡八森町字塚の台及び字中嶋(尼子岩)
			10	園地	山本郡八森町字泊台(鹿ノ浦)
			9	休憩所	山本郡八森町字御所の台
			8	野営場	山本郡八森町字御所の台
			7	園地	山本郡八森町字御所の台
			6	運動場	山本郡八森町字御所の台
			5	宿舎	山本郡八森町字物見及び字和田表(岩館)
			4	園地	山本郡八森町字物見及び字和田表(岩館)
			3	園地	山本郡八森町字チコキ(チゴキ崎)
			2	園地	山本郡八森町字乙の水(お殿水)
			1	園地	山本郡八森町字大間(須郷岬)

(二) 利用施設計画のうち、変更後の道路
 ア 車道

秋田県告示第八百二十六号

番計 号画	路 線 名	区 間	番計 号画	路 線 名	区 間
4	薬師山線	起点 山本郡八森町字頭無(白瀑) 終点 山本郡八森町字母爺山(薬師山)	3	留山線	起点 山本郡八森町字水の目(留山) 終点 山本郡八森町字水の目(留山)
2	東北自然歩道	起点 山本郡八森町字岩館(公園境界) 終点 山本郡八森町字岩館(公園境界) 起点 山本郡八森町字木戸の沢(公園境界) 終点 山本郡八森町字御所の台(公園境界) 起点 山本郡八森町字館(公園境界) 終点 山本郡八森町字館(公園境界)	1	チゴキ線	起点 山本郡八森町字大間(須郷岬・公園境界) 終点 山本郡八森町字乙の水(チゴキ崎灯台)
3	土井線	起点 山本郡八森町字土井(公園境界) 終点 山本郡八森町字松沢(車道合流点)	2	湯の沢・水の目線	起点 山本郡八森町字館(公園境界) 終点 山本郡八森町字土井(公園境界)
1	八森海岸線	起点 山本郡八森町字大間(須郷岬・公園境界) 終点 山本郡八森町字チコキ(チゴキ崎) 起点 山本郡八森町字岩館塚の台(公園境界) 終点 山本郡八森町字木戸の沢(公園境界) 終点 山本郡八森町字長坂(公園境界)			

イ 歩道

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第七条第二項の規定により、秋田白神県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。
 平成十六年十月二十二日
 秋田県知事 寺田典城

事業の種類	事業地	施設の規模
白神縦走線道路 (歩道)	起点 山本郡八森町字真瀬沢(青秋林道分岐点) 終点 山本郡峰浜村字水沢山(金山沢・公園境界)	路線距離 五・三キロメートル
水沢川ブナの森線道路(歩道)	起点 山本郡峰浜村字水沢山(北水沢山林道分岐点) 終点 山本郡峰浜村字水沢山(北水沢・歩道合流点) 終点 山本郡八森町字鎌台道(泊沢) 起点 山本郡峰浜村字水沢山(金山沢) 終点 山本郡峰浜村字水沢山(歩道合流点) 起点 山本郡峰浜村字水沢山(金山沢) 終点 山本郡峰浜村字水沢山(歩道合流点)	路線距離 十一・七キロメートル

一 道路の区域及び供用の開始

道路の種類 旧新別 路線名 区 間 敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)

道路の種類	路線名	区 間
水沢山線道路 (歩道)	起点 山本郡峰浜村字水沢山(一の又沢分岐点) 終点 山本郡峰浜村字水沢山(水沢山・公園境界)	沢山(歩道合流点) 路線距離 二・八キロメートル

秋田県告示第八百二十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年十月二十二日
 秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村岩井川字合居五番一地先から城下一〇七番地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年十月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十月二十二日から同年十一月四日まで

秋田県告示第八百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一般国道		新	旧
		三百九十八号	三百九十八号
		"	湯沢市柳田字中道下三八番一地先から雄勝郡羽後町字椋久保九八番まで
		一五・五〇〇～九〇・〇〇〇	六・〇〇〇～四二・〇〇〇
		〇・八〇三	〇・七二八

- 二 供用開始の期日 平成十六年十月二十二日 午後二時
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十六年十月二十二日から同年十一月四日まで

秋田県告示第八百二十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十六年十月二十二日
秋田県知事 寺田典城

一般国道		新	旧
		三百九十八号	三百九十八号
		"	雄勝郡稲川町川連字久保三四番一地内
		八・〇〇〇～一〇・〇〇〇	七・六〇〇～八・〇〇〇
		〇・〇一六	〇・〇一六

- 二 供用開始の期日 平成十六年十月二十二日
- 三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十六年十月二十二日から同年十一月四日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月二十二日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百三十号

申請者の住所及び氏名 秋田市山王中島町一七番地三三三号 加藤博己	道路の位置の指定箇所 男鹿市脇本脇本字打ヶ崎六一番五、六一番五七	道路の延長 九七・八九メートル	道路の幅員 四・〇メートル～六・八メートル	指定年月日 平成十六年十月五日
--	-------------------------------------	--------------------	--------------------------	--------------------

秋田県告示第八百三十一号
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、
 証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づ
 き、告示する。
 平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名並びに廃止する売りさばき場所
 昭和町乱橋字古開一七二番一 日本食品衛生協会秋田県支部秋田中央支所 男鹿市船
 川港船川字泉台六六番地の三

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田
 市旭川筋土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年十月十五日認可
 したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、西
 目土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に
 基づき、公告する。
 平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 就任理事の住所及び氏名

由利郡西目町西目字前ヶ沢三百十八番地	三浦昭夫
出戸字中高屋十五番地	加川一男
西目字井岡二百八番地	齋藤作圓
沼田字新道下二百五十七番地	加藤勝栄
西目字大西目四百三十七番地	三浦良一
沼田字敷森二十六番地	須田誠一
出戸字堀切八十七番地	鈴木澄夫
西目字上中沢三十七番地	岡田香

二 就任監事の住所及び氏名

由利郡西目町西目字大森三百八十三番地一	齋藤栄一
字井岡二十四番地	清橋征次

由利郡西目町西目字湯保十六番地

齋藤孝雄

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - 筋硬度計 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十七年一月三十一日(月)
 - (四) 納入場所
 - 秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月一日
 (月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十六年十一月八日(月)午前十時三十分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)以下「規則」という。(第百
 六十条から第六十三条までに規定するところによる)。
- 六 その他
- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

冷却・加熱せん断流動観察システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年二月十日(木)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月八日(月)午前十時四十五分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
炭化賦活炉 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年一月三十一日(月)
- (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年十一月八日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効

- 規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月二十二日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
ビード作成装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年一月三十一日(月)
- (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 (月)までの期間、随時交付する。
入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月八日(月)午前十一時十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

吸着性能評価装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年一月三十一日(月)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月八日(月)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
電子計算組織 三式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年一月十三日（木）
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
自動設計製図装置 一式 平成十六年十月ころ
- (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年七月十六日（金）

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 2)の資格に係る申請
1) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年十一月五日（金）までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十二日（金）から同年十一月十五日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月十九日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十條から第六十三條までに規定することによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六條に規定することによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 3 Computing

Equipments
 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 19 November, 2004
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
自動設計製図装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十七年一月十三日(木)
 - (四) 納入場所
秋田県立横手清陵学院高等学校
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
校内情報通信ネットワーク用サーバ及び電子計算組織 一式
平成十六年十月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年七月十六日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格等
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (三) 2の資格に係る申請
1の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年十一月五日(金)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十六年十一月十九日(金)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定することによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

(四) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
 (六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 (七) その他
 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computer Aided Design
- 2 Time-limit of tender : 10:45 A.M. 19 November, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 校内情報通信ネットワーク用サーバ及び電子計算組織 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十七年一月十三日(木)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県立男鹿海洋高等学校
- (九) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (十) 調査本部支援システム用パーソナルコンピュータ 一式 平成十六年十月ころ
- (十一) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
- (十二) 平成十六年七月十六日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (五) 2の資格に係る申請
- (六) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年十一月五日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (一) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月十九日(金)午前十一時

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

六 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

七 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (二) 日本語及び日本国通貨
- (三) 入札の方法
- (四) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (五) 入札の無効
- (六) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (七) 落札者の決定方法
- (八) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (九) 契約書作成の要否 要
- (十) 提出書類等
- (十一) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (十二) その他
- (十三) 詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 19 November, 2004
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 捜査本部支援システム用パーソナルコンピュータ 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 購入説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十七年一月二十一日(金)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県警察本部
- (九) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (十) パーソナルコンピュータ 一式 平成十六年十一月ころ
- (十一) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
- (十二) 平成十六年七月十六日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (五) (一)の資格に係る申請
- (六) (二)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十六年十一月五日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (二) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十二日(金)から同年十一月十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月十九日(金)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (二) 日本語及び日本国通貨
- (三) 入札の方法
- (四) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (五) 入札の無効
- (六) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (七) 落札者の決定方法
- (八) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (九) 契約書作成の要否
- (十) 要
- (十一) 提出書類等
- (十二) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (十三) その他
- (十四) 詳細は、入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Network System Computing Equipment

2 Time-limit of tender : 11:15 A.M. 19 November , 2004
 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of
 Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita
 prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年十月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二九〇
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、四一一

秋選管告示第百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年十月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市 八四、六五七
 能代市 一四、七二七
 横手市 一〇、九四九
 大館市 一八、〇八五
 本荘市 一一、一三七

男鹿市 八、三七一
 湯沢市 九、三六二
 大曲市 一〇、六六四
 鹿角市鹿角郡 一二、六〇五
 北秋田郡 一七、九五三
 山本郡 一三、三三三
 南秋田郡 一九、八八二
 河辺郡 五、二二二
 由利郡 二〇、八五八
 仙北郡 三一、七一〇
 平鹿郡 一八、四七九
 雄勝郡 一一、五一一

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄